

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和41年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月23日から同年6月1日まで

私の厚生年金保険の記録を調べたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことに気がついた。申立期間直後の昭和41年6月1日に、同社が倒産した形でB社の社員となったが、申立期間の前後を通じて業務内容は変わらず給与の支給を受け、給与からは厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の給与明細書から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和41年3月23日となっている。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和41年6月1日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、被保険者原票の記載から、同日以降の42年4月27日に、当初は41年6月1日と記録されていた申立人の厚生年金保険の資格喪失日が同年3月23日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に資格喪失日が訂正されている56人の従業員のうち48人についても申立人と同日の資格喪失日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

さらに、資格喪失日がさかのぼって訂正されている複数の同僚が、「A社

の従業員は、同社倒産後にB社の従業員となったが、倒産の前後を通じ、同じ職場でそれまでと同様の業務を行い、給与の支給を受けていた。」と証言していることから、A社における資格喪失日以降においても、申立人が同社に継続して勤務していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和41年3月23日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録及び被保険者原票に当初記載されていた資格喪失日の記録から、同年6月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 4 年 10 月までの期間、5 年 2 月、同年 6 月、同年 10 月から同年 11 月までの期間、6 年 3 月及び同年 7 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 10 月まで  
② 平成 5 年 2 月  
③ 平成 5 年 6 月  
④ 平成 5 年 10 月から同年 11 月まで  
⑤ 平成 6 年 3 月  
⑥ 平成 6 年 7 月から同年 11 月まで

50 歳のときの平成 2 年に、叔母に社会保険事務所へ代理で行ってもらい、自分の年金記録の確認をしてもらったところ、60 歳まで 10 年間（120 か月）完納しても、30 か月足りないと言われ、納付書をもって納付した。60 歳になった 12 年に年金請求を叔母に依頼したところ、6 か月未納があったので、叔母が立替えをして手続を行った。20 年に自分の年金記録を確認した際、納付したはずの申立期間が未納になっていることに納得がいかない。私と弟（三男）の納付記録が、誤って弟（四男）のものになってしまっていると考えられるので、正しく直してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた国民年金保険料を平成 2 年に過年度納付し、それ以降の保険料は、郵便局で現年度納付したと主張しているが、申立期間①から⑥の間にある納付済み期間の多くは過年度納付によるものであることが確認できることから、現年度納付していたとするその主張には齟齬がある。

また、申立人は、自身の納付記録が誤って弟の納付記録となっていると主張しているが、弟の記録を見ても、兄の国民年金保険料が誤って弟のもの

して納付された事情はうかがえない上、国民年金保険料の納付書には、被保険者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号が記入されており、他人の納付書を使って納めるということは考え難い。

さらに、申立期間当時に保険料を納付したことを示す関連資料も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで  
社会保険庁の記録によると、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの私の国民年金保険料が未納になっている。当時は、私の保険料を夫が毎月納付してくれていたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、夫が A 市役所で毎月納付していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更処理は、昭和 63 年 10 月 25 日であったことが確認でき、その時期は、申立人が既に B 町（現在は、C 市）に転居していたことから、保険料を A 市役所で納付することはできない。

また、申立人は現在、申立期間に係る領収印が無い過年度の納付書（3 枚複写）を所持しているが、未使用のものと考えられる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は、まとめて納付したとの主張も無いことから過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。